第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文) 宿泊等業務に係る企画コンペ審査要領

第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)宿泊等業務に係る企画コンペの審査 に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)宿泊等業務に係る 企画コンペ実施要領」(以下,「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 宿泊(50点)
- (2) 輸送(40点)
- (3) 弁当(35点)
- (4) 業務処理(30点)
- (5) 業務計画及び組織体制等(30点)
- (6) その他(15点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 実施日時 令和4年3月14日(月)
- (2) 実施場所 鹿児島県庁行政庁舎 16階 教育委員会室
- (3) 実施方法
 - ・ 1 応募者あたり30分(説明20分,質疑応答10分)以内とし、実行委員会事務局が後日指定する時間割により個別に行うものとします。
 - ・ 出席者は1応募者につき5名(JVによる共同提案の場合は、1JVにつき5名)以内とします。
 - ・ 提出した企画書に基づきプレゼンテーションをすることとし、追加資料の配付は原則 として認めません。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) プレゼンテーション及び質疑応答終了後,評価の合計点を参考に審査会で協議の上,総合的に評価を行い,協定業者を決定します。